

マイナンバーの記載が必要です！

税務署へ申告書などを提出する際は、“毎回”

マイナンバーの記載

+

本人確認書類の
提示又は写しの添付

が必要です。

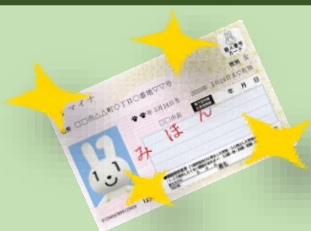


※ e-Taxで提出すれば、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。

本人確認書類（番号確認書類+身元確認書類）

○ マイナンバーカードをお持ちの方は

番号確認と身元確認が 1 枚でできます。



○ マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類

- 通知カード※1
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限り。）
などのうちいずれか 1 つ※2

+

身元確認書類

- 運転免許証
- 公的医療保険の被保険者証
- パスポート
- などのうちいずれか 1 つ

※ 1 「通知カード」は令和 2 年 5 月 25 日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

※ 2 平成 30 年 1 月以降、一部の手续について、番号確認書類の提示又は写しの添付を省略することができます。詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

もっと便利に！マイナンバーカード

令和 3 年 3 月からは、健康保険証としても利用できるようになる予定です。

マイナンバーカードでできることが増え続けています！

○ オンラインで申告

『マイナポータル』や『e-Tax』
を活用して、自宅などから
申告ができます。
(裏面参照)



○ 身分証明書として

運転免許証などと同様、公的
身分証明書として使用できます。



○ マイナポイントがもらえる

(令和 2 年 9 月～令和 3 年 3 月)

選択したキャッシュレス決済サービスで
2 万円のチャージまたは買い物をすると
上限 5,000 円分のマイナポイントが
もらえます。

マイナンバーカードはスマホ・パソコン・郵便などで
申請でき、無料で取得できます。

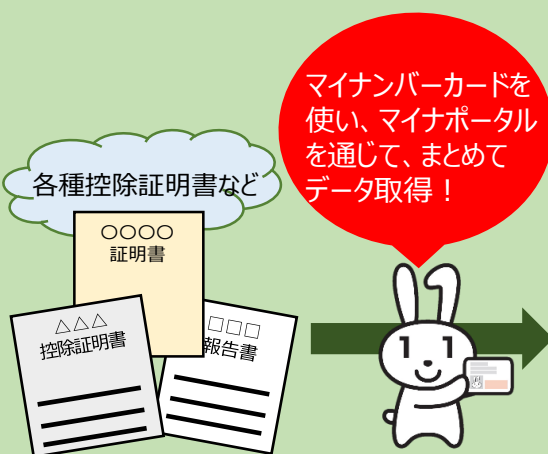


スマホによる
申請は
こちらから！



マイナンバーカードで申告を簡単・便利に！

～マイナポータルを活用した情報連携～

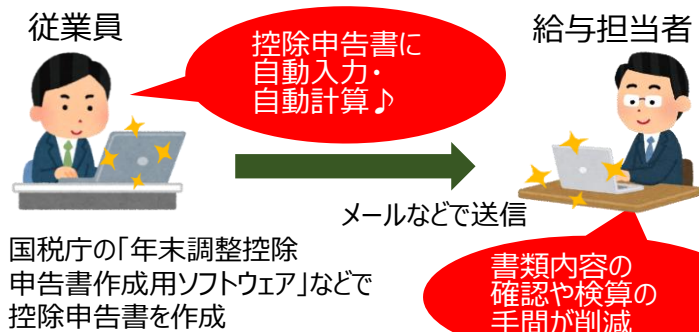


※ご利用には、控除証明書などの発行主体がマイナポータル連携に対応している必要があります。

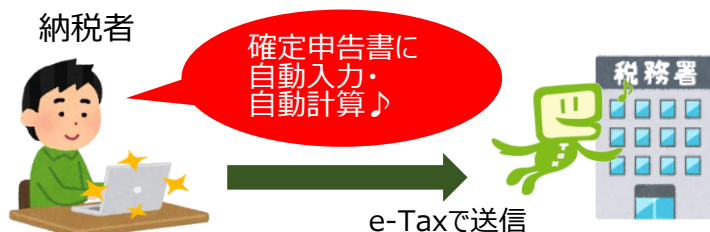
マイナポータルを活用した申告について、詳しくはこちらから！



年末調整（令和2年10月からスタート）



確定申告（令和3年1月からスタート）



～e-Taxのメリット～

スマホでもっと便利に

確定申告書等作成コーナーでスマホ申告できる方の対象範囲を広げました。今後も便利な機能を追加する予定です。

メリット

いつでも

確定申告期間中は24時間（その他の期間は平日24時間）、オンラインで申告書の提出ができます。

本人確認書類の提出が不要

e-Taxで提出すれば、本人確認書類の提示または写しの添付が不要です。

e-Taxで申告するには？

1

マイナンバーカードを取得

2

マイナンバーカード対応のスマートフォン又はICカードリーダを用意

3

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」へ



取得には1か月程度かかるよ。
早めの申請がおすすめ！

マイナンバーカード対応のスマホ一覧はこちらから！

